

制限外^{りょうがい}牽引^{けんいん}の許可申請書

令和5年1月〇日

鹿児島県公安委員会 殿

住所 鹿児島県鴨池新町〇番〇号

申請者

氏名 警察 太郎

申請者の免許の種類	大型・けん引		免許証番号又は免許証 情報記録の番号	9600 1111 2222
牽引 ^{けんいん} する自動車	種類	トラクタ	番号標に表示されている 番号	鹿児島〇〇あ〇〇〇〇
牽引 ^{けんいん} される車両	種類	セミトレーラ	台数	1 台
牽引 ^{けんいん} の全長	25.5 m		運搬品名	発電機
牽引 ^{けんいん} の方法	ポールトレーラによる連結			
牽引 ^{けんいん} の年月日時	令和5年2月〇日〇時から 令和5年2月〇日〇時まで			
牽引 ^{けんいん} の経路	出発地	経由地	目的地	
	鹿児島市鴨池新町	姶良市	志布志市志布志町	
	通行する道路	県道218号，国道225号，国道10号，県道63号		

第 号

制限外^{りょうがい}牽引^{けんいん}許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件

記載不要

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

※ この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島県を被告として（代表者は鹿児島県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があった事を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。